

# 九州合唱コンクール 開催規定

## 1 総 則

### (名称)

- 1 名称は「第〇〇回九州合唱コンクール小学校部門」とする。

### (大会目的)

- 2 全日本合唱コンクールの予選を兼ね、合唱音楽のレベル向上と九州地区音楽文化発展を目的として、県連から推薦された合唱団が出演し実施する。

### (主催)

- 3 主催は、全日本合唱連盟九州支部・(開催県連) 〇〇県合唱連盟・朝日新聞社とする。

### (後援)

- 4 後援は、開催地の自治体及び自治体教育委員会など全日本合唱連盟九州支部で決定したものとする。

### (開催期日)

- 5 開催期日の基準は次のとおりとする。開催日程は全日本合唱連盟九州支部で決定する。  
原則として、毎年9月第四週土曜日とする。

### (開催地)

- 6 開催地は、原則として8県連を持ち回りとして、全日本合唱連盟九州支部の理事会で決定する。

### (推薦母体)

- 7 出演団体の推薦母体となる県連は次のとおりとする。

福岡県合唱連盟	佐賀県合唱連盟	長崎県合唱連盟	熊本県合唱連盟
大分県合唱連盟	宮崎県合唱連盟	鹿児島県合唱連盟	沖縄県合唱連盟

### (審査員)

- 8 審査員は九州支部各県合唱連盟と朝日新聞社から推薦された候補者の中から、計9名をもって構成する。

## 2 区分・出演人数・出演資格

### (出演区分・出演人数)

- 9 区分と出演人数は次の通り。

①部門別、区分は次の通り。

・小学校部門 8人以上

②出場人数は、指揮者、伴奏者は含まない。

ただし、指揮者、伴奏者が合唱メンバーに入って歌う場合は、出場人数に加えるものとする。

### (出演資格)

- 10 全日本合唱連盟に所属する各県合唱連盟に加盟している合唱団であることが望ましい。

①出演合唱団の資格は次の通り。

①小学校部門

・同一小学校に在籍する児童で編成する合唱団。

・複数小学校の児童で編成する合同合唱団。

②指揮者・伴奏者の出演資格は問わない。ただし、指揮者・伴奏者については、当該校長が認めたものに限る。

## 4 演奏曲及び演奏時間

### (演奏曲)

- 1 1 演奏曲はつぎのとおりとする  
(1) 小学校部門は自由曲のみとする。

### (演奏時間)

- 1 2 演奏時間  
(1) 小学校部門は、演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて**6分00秒以内**とする。

## 5 九州大会推薦団体

- (1) 8月第1日曜日までに各県連の予選(または推薦)を行い、県連理事長は、直ちにその結果を九州支部あてに報告する。
- (2) 各県連予選(または推薦)から九州合唱コンクールに出場する団体を推薦する場合は次の通り。  
(小学校部門)  
県コンクール予選の出場が5団体以内の場合、全てを対象とし、6団体以上の場合も、推薦にあたいする内容であれば、推薦する。

## 6 審査

- (1) 小学校部門の審査結果は各団体へ通知する。

## 7 表彰

- (1) 全出場団体を金、銀、銅賞により表彰する。

## 8 経費

- (1) 参加に要する旅費、宿泊費などは、出場団体の負担とする。又、各団体の演奏にかかる著作権使用料は出場団体の負担とする。
- (2) 支部大会では、グランドピアノ1台を用意するので、それ以外の楽器を使用する場合は、出場団体で準備すること。

## 9 参加料

- (1) 九州合唱コンクールに出場する団体は大会参加費として、出場者一人に付500円と、著作権料(参加費)1団体1,000円を九州支部へ納入すること。

## 10 申込方法

- (1) 参加希望団体は、申込書に所定事項記入の上、参加料を添えて県連事務局へ申込むこと。  
コンクール開催規定と参加申込書は各県連事務局あてに九州支部より郵送する。
- (2) 県連事務局は、県連予選終了後、コンクール出演団体申込書、県予選報告書をまとめて九州支部まで郵送すること。
- (3) 県連理事長は九州支部事務局宛、九州合唱コンクール出場団体及びその出演順を通知すること。

## 附則

- 1 この規定は、平成21年5月17日から施行する。
- |      |              |                      |
|------|--------------|----------------------|
| 一部変更 | 平成 22年4月1日改正 | 特別賞(自治体教育委員会賞)の設定    |
| 一部変更 | 平成 23年4月1日改正 | 特別賞(朝日新聞社大賞・審査員賞)の設定 |
| 一部変更 | 平成 27年4月1日改正 | 参加料の変更               |